

動物とのふれあい事業業務委託仕様書

1 件名

動物とのふれあい事業業務委託

2 目的

高松市内には動物園が無く、子どもが動物と触れ合う機会が少ないことから、民間施設等と連携を図りながら、子どもが動物と触れ合う機会を創出し、命を大切にする心を育むことを目的とする。

3 基本方針

- (1) 子どもが、動物と直接触れ合い、命について学ぶ機会を創出
- (2) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏内（高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町及び綾川町）の動物関連施設の活用
 - ※ 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の詳細（<http://seto-takamatsu-kouiki.jp/>）
- (3) 親子が参加しやすい市有施設等の活用
- (4) さぬき動物愛護センター（しっぽの森）（以下、「しっぽの森」という。）との連携

4 イベントの概要

- (1) 日時
 - 令和9年3月20日（土）10時～15時
- (2) 場所
 - 香川県公洲森林公園第2駐車場（しっぽの森前駐車場）
- (3) 業務内容
 - 動物とのふれあい事業業務委託として、以下の業務を委託する。
 - ・ イベントの企画業務
 - ・ 上記で企画したイベントに必要なコンテンツの制作業務
 - ・ イベントの運営業務
 - ・ 動物展示中の監督
 - ・ イベントの広報業務
 - ・ イベント来場者のアンケート調査・分析業務
 - ・ 実績報告書の提出

ア イベントの企画業務

下記の条件を最大限満たすようなイベントを企画すること。

- (ア) 子どもが、動物と触れ合い、教育プログラムの観点で、動物愛護や命について学ぶ機会となるイベント
- (イ) 動物を身近に感じ、誰もが気軽に立ち寄れるイベント
- (ウ) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏内の動物関係施設に、子どもが行きたくするイベン

ト

(エ) 独自性があり、誰かにSNS等で共有したくなるイベント

(オ) しっぽの森の周知・啓発となるイベント

イ イベントの運営業務

(ア) イベントのプロデュース全般を行うとともに、スタッフや機材等を確保し、準備・設営からイベントの運営、撤去まで、本イベントの実施に必要な全ての業務を行うこと。

(イ) イベントの開催中（機材等の設営及び撤去に要する期間を含む。以下同じ。）、現場を統括する業務責任者を常駐させること。業務責任者は、本イベントに従事するスタッフの指揮監督、イベントの運営、緊急事態への対応等が的確にできるものとし、本イベント期間中の運営において混乱等が生じないように努めること。

(ウ) イベントにおいて入場制限が必要となる場合は、入場方法等必要な措置を講じること。

(エ) 飲食ブースを設ける場合の保健所等への必要な各種許可申請等は、受託者が行うこととし、申請をした場合には、許可証の写し等を提出すること。

(オ) イベントに関する水道、電気等を使用する場合の経費は、受託者の負担とする。

(カ) 動物との触れ合い前後に手洗いを誘導する等、衛生管理を徹底するとともに、イベントの会場内における来場者の導線確保や感染症対策等、十分な安全対策を講じること。

(キ) イベントにおける来場者数の事業成果を把握すること。

(ク) 受託者においてイベント開催時の問合せ先を準備すること。

(ケ) 受託者が、第一種動物取扱業の展示業の登録を受けておらず、動物の展示をする場合は、第一種動物取扱業の展示業の登録を受けている者と連携して行うこと。

(コ) 第一種動物取扱業登録証の写し、展示する動物の種類・数・展示方法、展示配置図、当日の展示スケジュール（休息時間等）、配置職員数（うち動物取扱責任者を含めた動物取扱業者の配置人数）等を事前に提出し、確認を得ること。

ウ イベントの広報業務

(ア) チラシの制作及び配布や、SNS等を活用した宣伝等、最大限効果が得られる広報を実施すること。

(イ) その他、必要に応じて広報媒体を提案すること。

エ イベント来場者のアンケート調査・分析業務

イベント中、来場者にアンケート調査を実施すること。調査項目については、別途協議する。

オ 実績報告書の提出

実施状況、イベントの参加者数、アンケート調査・分析結果等についての報告書を、事業終了後速やかに、提出すること。

カ 留意事項

(ア) タレント、音楽等を使用する場合には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を行い、委託金額内で実施すること。

(イ) 動物福祉に関し、以下のことに留意して実施すること。

①動物の展示は、動物の愛護及び管理に関する法律及び世界動物園水族館協会の動物と来園・来館者のふれあいガイドライン等の関係法令を遵守し、動物の福祉に配慮した展示方法とすること。

②教室等を開き、動物の命や生態、触れ合い方等について、来場者がしっかりと学んだ上で、動物と触れ合うことができるようにすること。

5 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務委託完了届
- (3) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

6 打合せ

受託者は、常に委託者と緊密な連絡をとり、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

7 責任者等の配置

受託者は、責任者を配置することとし、責任者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

また、動物との触れ合いに関し、必要な知識及び知見を十分に有している専門の担当者を配置すること。

8 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本基本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定める。

10 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が

生じない範囲で、本市に事前の書面による了承を得た上で、本業務の一部を再委託することができる。

1 1 その他注意事項

- (1) 本業務において、受託者が制作し、委託者に提出した資料、写真、電子データ等（以下、「本件成果物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者に著作権が帰属する本件成果物に関し、いかなる場合においても、著作者人格権（著作権法第59条）を行使しないこと。
- (3) 掲載する写真、文章、説明文等は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならぬよう格段の配慮をすること。
- (4) 受託者は、委託により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (5) 委託者が貸与した資料等は、業務完了後速やかに返還し、個人情報の保護義務を遵守すること。
- (6) 天災等の理由により業務の全て又は一部が不履行となった場合、これに係る費用については、委託者へ返還すること。